

募 集 事 業

(1) 一般コミュニティ事業

【対象となる事業】

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業

【助成事業の実施主体】

コミュニティ組織（自治会、地域づくり協議会など）

ただし、特定の目的で活動する団体、PTA、宗教団体、営利団体等は除く。

【助成額】

100 万円から 250 万円まで（10 万円単位） 助成率（100/100）

(2) コミュニティセンター助成事業

【対象となる事業】

住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業

【助成事業の実施主体】

コミュニティ組織（自治会、自治会の連合体など）

ただし、特定の目的で活動する団体、PTA、宗教団体、営利団体等は除く。

【助成額】

対象となる事業費の 5 分の 3 に相当する額で、2,000 万円まで（10 万円単位）

【建設地について】

土地の所有権者が複数存在・相続手続き未済、抵当権等の権利関係付着（含む抹消登記未済）の状態では、建設後に疑義が生じる可能性があるため、対象となりません。借地の場合は、地主との賃貸契約を必ず結んでください。

【保存登記について】

建物登記は、認可地縁団体でなければできませんので、任意組織の場合には認可地縁団体となる必要があります。これができない場合には、助成対象となりません。

※集会所建築等で土地の取得、造成等に係る費用については助成の対象とならないなど、助成対象外の場合もありますので、申請を検討される団体は事前にご相談下さい。

(3) 青少年健全育成助成事業

【対象となる事業】

青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業

【助成事業の実施主体】

コミュニティ組織（自治会、自治会の連合体など）

ただし、特定の目的で活動する団体、PTA、宗教団体、営利団体等は除く。

【助成額】

30 万円から 100 万円まで 助成率（100/100）

添 付 書 類

- ① 事業実施主体の規約（写）
- ② 事業実施主体の令和 7 年度事業計画及び予算書（写）
- ③ 金額積算根拠（見積書等）
- ④ 事業内容に関する資料（カタログ等のカラーコピー、計画書や説明資料等）
- ⑤ 建築工事に関する図面（※コミュニティセンター助成事業のみ）
- ⑥ 財源に関する資料（※コミュニティセンター助成事業のみ）
- ⑦ 議事録（総会資料）（※コミュニティセンター助成事業のみ）